

提出年月日 平成 年 月 日

介護基盤人材確保等助成金支給申請額内訳書

申請者事業主名称

(1) 対象労働者氏名	1	2	3
(2) 従事事業名 ----- 職種			
(3) 雇入れ日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
(4) 当該労働者の、今回の支給対象期間(支給対象期)	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /
(5) 賃金締切日	当月 ・ 翌月 日		
(6) 賃金算定対象期間	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /
(7) (4)又は(6)の期間に支払われた賃金額	円	円	円
(8) 支給申請額 (期間内退職等の場合は日額計算が必要)	円	円	円

※ 認定を受けた助成金申請計画（認定申請計画）について変更申請を要しない範囲の変更がある場合であって、本内訳書の内容に認定申請計画と一致しない部分があるときは、その部分に朱書アンダーラインを付して、当該変更の理由を次の欄にわかり易く記入して下さい。

(変更部分のある場合の変更理由)

変更箇所	変更理由
-----	-----

注 (1)の対象労働者の1の欄は、必ず最初に雇い入れられた特定労働者を記入して下さい。

様式第3号-1 (注意書き)

(添付書類)

- 1 認定申請計画の申請時に提出漏れのあった書類は、必ず管轄労働局長あて提出して下さい。提出がないと支給決定できません。
- 2 対象労働者が、助成対象期間満了後においても認定申請計画の新サービスの提供等に係る部署等の労働者として就業したことを証明できる次の書類を添付して下さい。
 - (1) 都道府県知事の発行する改善計画認定通知書(写)
 - (2) 介護保険法に基づく指定又は許可を受けていることを証明する書類、登記事項証明書等、介護関係業務の事業を行っている事業主であることを証明する書類
 - (3) 「雇用保険適用事業所一覧表」(※様式については管轄労働局にお問い合わせください。)
 - (4) 雇用契約書(写)又は雇入れ通知書(写)
 - (5) 対象労働者の配置に係る組織図、辞令の(写)(提出済みで配置等に変更がない場合は不要)
 - (6) 「介護雇用管理責任者」の選任を書面により周知している場合は、その書面(写)
 - (7) 対象労働者に支払われた基本賃金とその他の諸手当が明確に区分された賃金台帳の(写)
 - (8) 対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿(写)等の書類
 - (9) 特定労働者であることを証明する、資格の証明書(写)及び特定労働者本人が作成した職務経歴書等、実務経験が判断できる書類
 - (10) その他労働局長が必要と認める書類等
- 3 選任した介護労働者雇用管理責任者の氏名及びその選任の周知方法を確認するために、「介護労働者雇用管理責任者選任届(様式例)」を添付して下さい。

(記入上の注意)

- 1 (1)欄の対象労働者については、介護基盤人材確保等助成金申請計画書に対象労働者として記載した者とします。なお、計画書提出時において、対象労働者が特定されていない場合は、この申請額内訳書に記載されている者を対象労働者とします。
- 2 賃金締切日がある場合には、(5)欄に賃金締切日を記入して下さい(当月又は翌月のいずれかに○印を付して下さい)。
- 3 (6)欄については、(4)欄の期間と異なる場合のみ記入して下さい。なお、(4)欄の記載と異なる場合は、賃金締切日がある場合に、特定労働者の雇入れ日が賃金締切日の翌日以外となることです。この場合には、特定労働者に係る賃金算定起算日をその雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日として(6)欄に記入して下さい。なお、(4)欄及び(6)欄にそれぞれ記載する対象期間の日数は同数となりますので留意して下さい。
- 4 (7)欄については、この支給申請書で申請する支給申請額を記入して下さい。

ただし、当該対象労働者が最初に雇用された特定労働者に係る起算日以降雇入れられた場合、助成対象期間の途中で事業主都合による離職以外の理由で雇用されなくなった場合は、助成対象期間の初日から当該離職の日までについて、日割り計算となります。(この場合、(1)対象労働者氏名欄に「期間内退職」と表示して下さい。)なお、詳細については管轄労働局担当係又は介護労働安定センター都道府県支部にお問い合わせ下さい。
- 5 (7)欄については、期間内退職等の場合は下記6を助成対象期間として算出します。なお、積算については別途添付して下さい。
- 6 助成対象期間の一部の期間について対象労働者である者がいる場合については、当該助成対象期間について特定労働者1人あたり70万円に次の方法により算出した割合を乗じて得た額を支給します。(1円未満は切り捨てして下さい。)
 - (1) 助成対象期間の途中から介護基盤人材確保等助成金の対象労働者となった場合は、対象労働者となった日から助成対象期間の末日までの日数(180日を超えるときは180日)を180で除して得た割合。
 - (2) 助成対象期間の途中まで介護基盤人材確保等助成金の対象労働者であった場合は、助成対象期間の初日から対象労働者でなくなった日の前日までの日数(180日を超えるときは180日)を180で除して得た割合。
 - (3) 助成対象期間の途中から介護基盤人材確保等助成金の対象労働者となり、かつ助成対象期間の途中まで介護基盤人材確保等助成金の対象労働者であった場合は、対象労働者となった日から対象労働者でなくなった日の前日までの日数(180日を超えるときは180日)を180で除して得た割合。